

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	251 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	248 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年1月から58年1月まで

私は、昭和56年12月からA市B区に居住した。その翌年の1月末に同市C区の兄宅に一時居住したが、57年5月からは同市D区に居住した。その後、D区役所から督促状がきたので、B区役所又はD区役所に国民年金保険料を納付した。領収書等の証拠となるものは無いが、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数回に及ぶ国民年金と厚生年金保険の切替手続について適切に行っていることが確認できる上、国民年金に加入している期間は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているなど国民年金に対する納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の戸籍謄本等によると、住居の転出入届は適切に行われていることから、申立期間はA市B区で国民年金の加入手続を行い、居住していた区役所に国民年金保険料を納付していたとの主張に不自然さは無い。

さらに、申立人に係るE市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、昭和44年7月から同年10月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間について、当初、保険料の未納期間とされていたが、申立人が所持していた領収書等で保険料の納付が確認できたことから、記録の訂正が行われるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料は、お金を管理していた母が私の分も合わせて納付していた。
申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に未納は無い。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえることから、申立期間について自身の保険料を納付しながら申立人の保険料を未納のままにしておくとは考え難い。

さらに、オンライン記録によれば、平成 22 年 10 月 5 日に、申立期間以前の昭和 44 年 7 月から同年 9 月までの期間が未納期間から納付済期間へと訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで
私の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料の納付記録が無いとされたが、その1年間の保険料を納付できなかった理由は無い。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間で申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間中の昭和56年3月7日に払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間直前に当たる54年4月から55年3月までの国民年金保険料が56年5月13日にまとめて過年度納付されていることが確認できることから、同様に過年度納付することが可能であった申立期間の保険料を未納のままにしていたというのは不自然である。

さらに、申立期間中の昭和55年7月に申立人と婚姻した妻は、同年7月の国民年金加入以降、国民年金保険料の未納は無く、申立期間直後の昭和56年度及び57年度の夫婦の国民年金保険料は同一年月日に納付されていることが確認できることから、申立人又はその妻が、申立期間の保険料を未納のままにしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和48年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険加入期間について照会したところ、A株式会社C工場
昭和48年3月31日資格喪失、同社B営業所で同年4月1日資格取得となっており、申立期間が未加入となっていた。勤務は継続しており、添付した給料明細書のとおり厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が作成した申立人に係る在籍証明書、申立人が提出した給料明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（A株式会社C工場から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が作成した社内経歴及び申立人が提出した辞令によると、昭和48年2月20日にA株式会社B営業所に異動となっているところ、申立人は、異動の発令後、引継ぎを行ってから異動先に赴任したとしている上、オンライン記録における同社C工場の資格喪失日は、同年3月31日となっていることから、同社B営業所の資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA株式会社発行の給料明細書において確認できる保険料控除額から11万

8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（16万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月1日から50年10月1日まで

私は、「厚生年金加入記録のお知らせ」により、株式会社Aに勤務していた期間のうち、昭和49年9月から50年9月までの標準報酬月額が6万円となっていたことが分かった。

しかし、申立期間において賃金が減額されたことは無く、当該期間の標準報酬月額は16万円が正しいと考えられるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間における標準報酬月額が6万円となっている。

しかし、B厚生年金基金の加入員記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は16万円となっていることが確認できる。

また、株式会社Aでは、「社会保険事務所と当該厚生年金基金への届出について申立期間当時の資料は見当たらないが、標準報酬月額の随時改定の届出については3年から4年前まで複写式の用紙を使用していたので、申立期間についても同様であったと考えられる。」としていることから、社会保険事務所と当該厚生年金基金の記録が相違するとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間において賃金が減額されたことは無いとしているところ、オンライン記録によれば、申立人と同様に、当該事業所において昭和36年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した17年生まれの男性は、申立人を含め31名確認できるところ、申立人以外に標

準報酬月額が減額改定されている者は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該厚生年金基金の加入員記録における申立人に係る当該期間の記録から 16 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における申立期間①から⑧までの標準賞与額に係る記録を申立期間①については25万7,000円、申立期間②については25万4,000円、申立期間③及び④については25万7,000円、申立期間⑤については33万8,000円、申立期間⑥については25万7,000円、申立期間⑦及び⑧については23万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年6月30日
④ 平成17年12月26日
⑤ 平成18年6月26日
⑥ 平成18年12月26日
⑦ 平成19年6月25日
⑧ 平成19年12月28日

厚生年金保険の記録を確認したところ、A株式会社から支給された賞与のうち、平成15年12月から19年12月までに支給された8回の賞与については、年金記録（標準賞与額）から漏れていることが分かった。

賞与の明細書を提出するので、各申立期間の賞与について、年金記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与の明細書により、申立人は、申立期間①から⑧ま

でにおいて、A株式会社の事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①から⑧までの標準賞与額については、申立人が所持する明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年12月19日の記録を25万7,000円、16年12月20日の記録を25万4,000円、17年6月30日及び同年12月26日の記録を25万7,000円、18年6月26日の記録を33万8,000円、同年12月26日の記録を25万7,000円、19年6月25日及び同年12月28日の記録を23万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は、各申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）へ提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する各申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（52万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける平成19年12月14日の標準賞与額の記録を52万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月14日

私は、株式会社Aに勤務していたが、平成19年冬期の賞与の標準賞与額が誤っているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書及び株式会社Aが保管する賞与明細一覧表により、申立人は、平成19年12月14日において、52万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の厚生年金保険料控除額から、52万円と訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与の額を誤って届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から12年10月1日まで

私は、申立期間に給与から標準報酬月額59万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、国の年金記録によると、標準報酬月額が38万円とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賃金支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賃金支払明細書に記載されている保険料を間違いなく社会保険事務所（当時）に納付していたと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年8月15日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年8月から20年7月までの標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年8月10日から20年8月15日まで
私は、昭和17年4月にA株式会社B工場に入社し、工場の疎開によって19年8月からは同社C工場勤務となり、終戦まで勤務した。

厚生年金保険には継続して加入していたはずであり、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社B工場（以下「B工場」という。）における勤務状況及び疎開した同社C工場（以下「C工場」という。）に係る説明は具体性があり、また、申立人と同郷である複数の同僚は、申立人は、昭和17年にB工場に入社し、工場の疎開により19年にC工場へ異動し、終戦まで継続して勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間において、A株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によると、申立人は、昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、19年8月10日に被保険者資格を喪失しており、工場の疎開により異動したC工場における勤務期間の加入記録が無いものの、上記の複数の同僚は、A株式会社に係る被保険者名簿において、17年6月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、20年8月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、C工場において勤務していた期間も被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、A株式会社に係る被保険者名簿及び事業所別年金手帳番号順索引簿に記載されている被保険者 71 名の中で、同被保険者名簿において被保険者資格の喪失日が確認できた 59 名のうち、複数の同僚の証言により、B工場からC工場に異動した者は 19 名（昭和 18 年 4 月に異動した者 9 名、19 年 8 月に異動（申立人を含む。）した者 10 名）確認できるところ、昭和 18 年 4 月に異動した同僚 9 名のうち、オンライン記録で確認できる 7 名については、被保険者資格の喪失日が 20 年 8 月 15 日又は同年 8 月 31 日となっており、C工場へ異動した期間も加入記録が確認できるが、申立人と同様に 19 年 8 月に異動した同僚 10 名のうち 8 名については、i) 被保険者資格喪失日が未記載等のため、オンライン記録自体が確認できない者 2 名、ii) 被保険者資格喪失日が同年 8 月となっており、C工場への異動後の期間の加入記録が確認できない者 5 名（申立人を含む。）、iii) C工場への異動後の期間の記録が被保険者資格取得日のみで資格喪失日が未記載のためB工場の加入記録のみとなっている者が 1 名となっている。

一方、A株式会社に係る被保険者名簿について、日本年金機構は、「当該事業所を管轄していた社会保険事務所（当時）が管理していた名簿等の多数が、昭和 28 年*月*日の火災により焼失したとされている。加えて、被保険者名簿に関しては、様式が整っていないことや、資格取得日が時系列に管理されていないことから、通常の事務処理において作成、使用されたとは考え難く、後年に他の資料（日本年金機構本部が保管している旧台帳等や事業所からの情報）を元に復元された可能性があると考えられる。」旨回答しているところ、前述のとおり、当該事業所の被保険者の加入記録が完全に復元されているとは言い難いものとなっている。

以上の事実を前提にすると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 8 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の当該期間の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、30 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、＜標準賞与額（あっせん額）＞（別添一覧表参照）とされているところ、当該訂正後の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の＜標準賞与額（訂正前額）＞（別添一覧表参照）とされているが、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、＜標準賞与額（あっせん額）＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年6月23日

私は、A株式会社から平成18年6月に賞与の支払を受けたが、年金記録の標準賞与額と支給された賞与の金額が相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準賞与額は、当初、＜標準賞与額（訂正前額）＞（別添一覧表参照）と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に＜標準賞与額（あっせん額）＞（別添一覧表参照）に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（＜標準賞与額（あっせん額）＞（別添一覧表参照））ではなく、当初記録されていた標準賞与額（＜標準賞与額（訂正前額）＞（別

添一覧表参照)) となっている。

しかしながら、A株式会社が保管する平成 18 年給与支給状況一覧表（賃金台帳）によると、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額については、＜標準賞与額（あっせん額）＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間当時、誤った標準賞与額で届け出たとして当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 240 件（別添一覧表参照）

別紙

項番	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額 (あっせん額)	標準賞与額 (訂正前額)
2146		女	昭和48年生		平成18年6月23日	72万 1,000円	54万 円
2147		女	昭和43年生		平成18年6月23日	88万 6,000円	12万 5,000円
2148		女	昭和46年生		平成18年6月23日	72万 円	49万 円
2149		女	昭和38年生		平成18年6月23日	86万 7,000円	67万 6,000円
2150		女	昭和44年生		平成18年6月23日	75万 4,000円	51万 7,000円
2151		女	昭和34年生		平成18年6月23日	85万 9,000円	59万 9,000円
2152		女	昭和50年生		平成18年6月23日	79万 2,000円	58万 4,000円
2153		女	昭和44年生		平成18年6月23日	80万 3,000円	60万 8,000円
2154		女	昭和49年生		平成18年6月23日	79万 1,000円	49万 8,000円
2155		女	昭和48年生		平成18年6月23日	84万 1,000円	68万 8,000円
2156		男	昭和47年生		平成18年6月23日	94万 9,000円	72万 7,000円
2157		男	昭和47年生		平成18年6月23日	99万 3,000円	78万 7,000円
2158		男	昭和44年生		平成18年6月23日	87万 4,000円	61万 9,000円
2159		男	昭和47年生		平成18年6月23日	97万 5,000円	77万 5,000円
2160		女	昭和46年生		平成18年6月23日	85万 円	66万 6,000円
2161		女	昭和47年生		平成18年6月23日	85万 6,000円	42万 1,000円
2162		女	昭和48年生		平成18年6月23日	71万 9,000円	33万 5,000円
2163		女	昭和49年生		平成18年6月23日	80万 6,000円	66万 円
2164		女	昭和48年生		平成18年6月23日	73万 3,000円	35万 円
2165		女	昭和48年生		平成18年6月23日	92万 円	71万 3,000円
2166		女	昭和49年生		平成18年6月23日	82万 7,000円	63万 3,000円
2167		男	昭和46年生		平成18年6月23日	94万 円	78万 6,000円
2168		男	昭和47年生		平成18年6月23日	85万 円	59万 6,000円
2169		女	昭和48年生		平成18年6月23日	98万 4,000円	80万 6,000円
2170		男	昭和47年生		平成18年6月23日	95万 7,000円	78万 4,000円
2171		男	昭和49年生		平成18年6月23日	70万 4,000円	57万 7,000円
2172		女	昭和48年生		平成18年6月23日	69万 9,000円	47万 2,000円
2173		男	昭和46年生		平成18年6月23日	92万 4,000円	75万 5,000円
2174		男	昭和46年生		平成18年6月23日	74万 円	57万 6,000円
2175		男	昭和52年生		平成18年6月23日	68万 9,000円	36万 4,000円

[標準賞与額相違用]

項番	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額 (あっせん額)	標準賞与額 (訂正前額)
2176		男	昭和40年生		平成18年6月23日	83万 9,000円	55万 2,000円
2177		男	昭和44年生		平成18年6月23日	93万 3,000円	71万 円
2178		男	昭和51年生		平成18年6月23日	61万 1,000円	45万 円
2179		男	昭和43年生		平成18年6月23日	76万 4,000円	62万 5,000円
2180		男	昭和45年生		平成18年6月23日	72万 7,000円	45万 4,000円
2181		男	昭和51年生		平成18年6月23日	64万 2,000円	47万 6,000円
2182		男	昭和46年生		平成18年6月23日	99万 8,000円	69万 円
2183		男	昭和48年生		平成18年6月23日	66万 1,000円	40万 8,000円
2184		男	昭和48年生		平成18年6月23日	68万 6,000円	47万 4,000円
2185		男	昭和50年生		平成18年6月23日	80万 9,000円	61万 3,000円
2186		男	昭和50年生		平成18年6月23日	75万 5,000円	57万 2,000円
2187		男	昭和38年生		平成18年6月23日	84万 5,000円	52万 9,000円
2188		男	昭和49年生		平成18年6月23日	64万 5,000円	47万 6,000円
2189		男	昭和49年生		平成18年6月23日	82万 8,000円	67万 8,000円
2190		男	昭和49年生		平成18年6月23日	70万 5,000円	49万 円
2191		女	昭和49年生		平成18年6月23日	82万 3,000円	57万 4,000円
2192		男	昭和49年生		平成18年6月23日	83万 円	58万 9,000円
2193		男	昭和47年生		平成18年6月23日	83万 3,000円	64万 9,000円
2194		男	昭和53年生		平成18年6月23日	67万 8,000円	50万 5,000円
2195		男	昭和49年生		平成18年6月23日	75万 3,000円	58万 6,000円
2196		男	昭和49年生		平成18年6月23日	68万 1,000円	50万 6,000円
2197		女	昭和50年生		平成18年6月23日	7万 円	5万 7,000円
2198		男	昭和49年生		平成18年6月23日	76万 9,000円	56万 7,000円
2199		女	昭和50年生		平成18年6月23日	68万 3,000円	46万 1,000円
2200		男	昭和50年生		平成18年6月23日	75万 7,000円	58万 3,000円
2201		男	昭和49年生		平成18年6月23日	80万 9,000円	52万 7,000円
2202		男	昭和50年生		平成18年6月23日	80万 3,000円	50万 8,000円
2203		女	昭和50年生		平成18年6月23日	92万 5,000円	68万 7,000円
2204		男	昭和55年生		平成18年6月23日	57万 1,000円	46万 8,000円
2205		男	昭和54年生		平成18年6月23日	69万 2,000円	47万 9,000円
2206		男	昭和52年生		平成18年6月23日	61万 5,000円	46万 3,000円
2207		男	昭和51年生		平成18年6月23日	73万 円	55万 8,000円

[標準賞与額相違用]

項番	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額 (あつせん額)	標準賞与額 (訂正前額)
2208		男	昭和49年生		平成18年6月23日	70万 6,000円	52万 8,000円
2209		男	昭和55年生		平成18年6月23日	72万 5,000円	52万 3,000円
2210		男	昭和45年生		平成18年6月23日	84万 6,000円	67万 7,000円
2211		男	昭和47年生		平成18年6月23日	70万 4,000円	58万 9,000円
2212		女	昭和52年生		平成18年6月23日	64万 1,000円	47万 3,000円
2213		女	昭和53年生		平成18年6月23日	72万 2,000円	49万 1,000円
2214		男	昭和36年生		平成18年6月23日	105万 2,000円	82万 1,000円
2215		女	昭和42年生		平成18年6月23日	98万 2,000円	73万 6,000円
2216		男	昭和20年生		平成18年6月23日	103万 7,000円	85万 9,000円
2217		女	昭和45年生		平成18年6月23日	39万 6,000円	32万 4,000円
2218		女	昭和48年生		平成18年6月23日	76万 3,000円	57万 5,000円
2219		女	昭和49年生		平成18年6月23日	66万 円	34万 円
2220		男	昭和50年生		平成18年6月23日	68万 6,000円	51万 2,000円
2221		男	昭和47年生		平成18年6月23日	89万 円	52万 4,000円
2222		男	昭和51年生		平成18年6月23日	63万 5,000円	52万 円
2223		男	昭和51年生		平成18年6月23日	72万 円	51万 9,000円
2224		男	昭和52年生		平成18年6月23日	63万 2,000円	52万 9,000円
2225		男	昭和53年生		平成18年6月23日	62万 3,000円	46万 円
2226		女	昭和53年生		平成18年6月23日	62万 7,000円	46万 1,000円
2227		女	昭和55年生		平成18年6月23日	65万 7,000円	53万 8,000円
2228		男	昭和21年生		平成18年6月23日	123万 1,000円	86万 6,000円
2229		男	昭和21年生		平成18年6月23日	93万 7,000円	76万 7,000円
2230		男	昭和23年生		平成18年6月23日	109万 4,000円	86万 9,000円
2231		男	昭和50年生		平成18年6月23日	82万 3,000円	47万 4,000円
2232		女	昭和21年生		平成18年6月23日	103万 4,000円	74万 7,000円
2233		男	昭和22年生		平成18年6月23日	89万 8,000円	74万 7,000円
2234		女	昭和53年生		平成18年6月23日	60万 7,000円	46万 4,000円
2235		男	昭和55年生		平成18年6月23日	66万 円	54万 円
2236		女	昭和54年生		平成18年6月23日	60万 1,000円	48万 8,000円
2237		女	昭和54年生		平成18年6月23日	60万 1,000円	39万 2,000円
2238		男	昭和54年生		平成18年6月23日	54万 1,000円	42万 3,000円
2239		女	昭和41年生		平成18年6月23日	31万 5,000円	25万 6,000円

[標準賞与額相違用]

項番	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額 (あわせん額)	標準賞与額 (訂正前額)
2240		女	昭和48年生		平成18年6月23日	31万 5,000円	25万 7,000円
2241		女	昭和32年生		平成18年6月23日	34万 5,000円	28万 円
2242		女	昭和49年生		平成18年6月23日	34万 5,000円	28万 2,000円
2243		女	昭和42年生		平成18年6月23日	34万 5,000円	28万 2,000円
2244		女	昭和46年生		平成18年6月23日	34万 5,000円	28万 2,000円
2245		女	昭和44年生		平成18年6月23日	43万 8,000円	35万 8,000円
2246		男	昭和23年生		平成18年6月23日	114万 6,000円	84万 6,000円
2247		女	昭和45年生		平成18年6月23日	31万 5,000円	26万 3,000円
2248		女	昭和54年生		平成18年6月23日	64万 7,000円	53万 円
2249		男	昭和55年生		平成18年6月23日	58万 3,000円	47万 7,000円
2250		男	昭和44年生		平成18年6月23日	72万 5,000円	48万 6,000円
2251		男	昭和54年生		平成18年6月23日	59万 2,000円	35万 4,000円
2252		男	昭和53年生		平成18年6月23日	64万 1,000円	50万 9,000円
2253		男	昭和23年生		平成18年6月23日	122万 5,000円	98万 9,000円
2254		男	昭和22年生		平成18年6月23日	89万 8,000円	73万 4,000円
2255		男	昭和23年生		平成18年6月23日	89万 8,000円	25万 7,000円
2256		男	昭和22年生		平成18年6月23日	103万 4,000円	85万 4,000円
2257		男	昭和23年生		平成18年6月23日	115万 5,000円	71万 円
2258		男	昭和54年生		平成18年6月23日	21万 6,000円	17万 6,000円
2259		女	昭和52年生		平成18年6月23日	43万 8,000円	35万 8,000円
2260		女	昭和46年生		平成18年6月23日	63万 2,000円	51万 8,000円
2261		女	昭和50年生		平成18年6月23日	24万 6,000円	20万 1,000円
2262		女	昭和49年生		平成18年6月23日	34万 5,000円	28万 2,000円
2263		男	昭和52年生		平成18年6月23日	66万 3,000円	54万 3,000円
2264		男	昭和56年生		平成18年6月23日	62万 3,000円	50万 9,000円
2265		男	昭和52年生		平成18年6月23日	73万 円	54万 8,000円
2266		男	昭和54年生		平成18年6月23日	64万 4,000円	52万 7,000円
2267		男	昭和53年生		平成18年6月23日	59万 6,000円	49万 7,000円
2268		男	昭和24年生		平成18年6月23日	103万 4,000円	84万 1,000円
2269		男	昭和23年生		平成18年6月23日	114万 7,000円	86万 7,000円
2270		男	昭和24年生		平成18年6月23日	114万 7,000円	91万 3,000円
2271		男	昭和24年生		平成18年6月23日	115万 5,000円	91万 1,000円

[標準賞与額相違用]

項番	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額 (あつせん額)	標準賞与額 (訂正前額)
2272		男	昭和24年生		平成18年6月23日	93万 7,000円	76万 3,000円
2273		男	昭和23年生		平成18年6月23日	93万 7,000円	76万 9,000円
2274		男	昭和23年生		平成18年6月23日	104万 9,000円	86万 2,000円
2275		女	昭和47年生		平成18年6月23日	25万 7,000円	21万 円
2276		女	昭和50年生		平成18年6月23日	46万 8,000円	39万 1,000円
2277		女	昭和52年生		平成18年6月23日	31万 5,000円	25万 7,000円
2278		男	昭和46年生		平成18年6月23日	81万 5,000円	66万 7,000円
2279		女	昭和49年生		平成18年6月23日	65万 1,000円	53万 3,000円
2280		男	昭和49年生		平成18年6月23日	64万 5,000円	52万 8,000円
2281		男	昭和23年生		平成18年6月23日	43万 8,000円	37万 9,000円
2282		男	昭和57年生		平成18年6月23日	54万 6,000円	37万 7,000円
2283		女	昭和57年生		平成18年6月23日	54万 6,000円	44万 7,000円
2284		女	昭和57年生		平成18年6月23日	54万 6,000円	44万 5,000円
2285		男	昭和25年生		平成18年6月23日	89万 8,000円	73万 6,000円
2286		男	昭和24年生		平成18年6月23日	95万 8,000円	79万 4,000円
2287		男	昭和25年生		平成18年6月23日	114万 7,000円	80万 1,000円
2288		男	昭和25年生		平成18年6月23日	103万 4,000円	83万 9,000円
2289		男	昭和24年生		平成18年6月23日	99万 7,000円	80万 4,000円
2290		男	昭和24年生		平成18年6月23日	124万 1,000円	102万 6,000円
2291		男	昭和24年生		平成18年6月23日	104万 6,000円	85万 5,000円
2292		男	昭和25年生		平成18年6月23日	103万 8,000円	74万 2,000円
2293		女	昭和50年生		平成18年6月23日	43万 8,000円	35万 8,000円
2294		女	昭和49年生		平成18年6月23日	43万 8,000円	35万 8,000円
2295		女	昭和52年生		平成18年6月23日	58万 3,000円	47万 8,000円
2296		男	昭和56年生		平成18年6月23日	22万 円	18万 円
2297		女	昭和49年生		平成18年6月23日	42万 3,000円	34万 6,000円
2298		男	昭和49年生		平成18年6月23日	40万 8,000円	33万 4,000円
2299		男	昭和50年生		平成18年6月23日	30万 円	25万 円
2300		女	昭和49年生		平成18年6月23日	35万 5,000円	29万 円
2301		男	昭和50年生		平成18年6月23日	24万 3,000円	16万 9,000円
2302		男	昭和55年生		平成18年6月23日	22万 5,000円	18万 4,000円
2303		男	昭和36年生		平成18年6月23日	13万 6,000円	12万 円

[標準賞与額相違用]

項番	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額 (あっせん額)	標準賞与額 (訂正前額)
2304		女	昭和58年生		平成18年6月23日	13万 7,000円	11万 2,000円
2305		男	昭和25年生		平成18年6月23日	95万 1,000円	75万 4,000円
2306		女	昭和49年生		平成18年6月23日	13万 6,000円	11万 1,000円
2307		女	昭和44年生		平成18年6月23日	13万 6,000円	11万 1,000円
2308		男	昭和25年生		平成18年6月23日	95万 1,000円	72万 2,000円
2309		男	昭和25年生		平成18年6月23日	79万 7,000円	64万 7,000円
2310		男	昭和26年生		平成18年6月23日	73万 7,000円	56万 1,000円
2311		男	昭和22年生		平成18年6月23日	13万 6,000円	10万 5,000円
2312		男	昭和25年生		平成18年6月23日	73万 7,000円	49万 6,000円
2313		男	昭和24年生		平成18年6月23日	73万 7,000円	59万 4,000円
2314		男	昭和48年生		平成18年6月23日	75万 2,000円	56万 5,000円
2315		女	昭和45年生		平成18年6月23日	28万 5,000円	23万 3,000円
2316		男	昭和25年生		平成18年6月23日	42万 5,000円	35万 3,000円
2317		男	昭和43年生		平成18年6月23日	31万 5,000円	26万 3,000円
2318		女	昭和34年生		平成18年6月23日	30万 円	24万 9,000円
2319		男	昭和24年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	30万 5,000円
2320		男	昭和23年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	33万 1,000円
2321		男	昭和25年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	30万 5,000円
2322		女	昭和22年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	30万 5,000円
2323		男	昭和23年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	30万 5,000円
2324		女	昭和24年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	30万 5,000円
2325		女	昭和45年生		平成18年6月23日	13万 6,000円	11万 3,000円
2326		女	昭和54年生		平成18年6月23日	60万 1,000円	48万 9,000円
2327		女	昭和57年生		平成18年6月23日	56万 4,000円	45万 1,000円
2328		女	昭和50年生		平成18年6月23日	73万 3,000円	49万 9,000円
2329		男	昭和52年生		平成18年6月23日	40万 8,000円	23万 4,000円
2330		男	昭和19年生		平成18年6月23日	70万 円	56万 9,000円
2331		男	昭和18年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	31万 1,000円
2332		男	昭和22年生		平成18年6月23日	93万 7,000円	71万 7,000円
2333		男	昭和21年生		平成18年6月23日	103万 8,000円	80万 8,000円
2334		男	昭和17年生		平成18年6月23日	46万 8,000円	39万 2,000円
2335		男	昭和19年生		平成18年6月23日	40万 円	33万 2,000円

[標準賞与額相違用]

項番	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額 (あっせん額)	標準賞与額 (訂正前額)
2336		男	昭和19年生		平成18年6月23日	103万 4,000円	85万 2,000円
2337		男	昭和22年生		平成18年6月23日	104万 6,000円	81万 7,000円
2338		男	昭和19年生		平成18年6月23日	114万 6,000円	94万 6,000円
2339		男	昭和20年生		平成18年6月23日	35万 円	29万 円
2340		男	昭和51年生		平成18年6月23日	28万 5,000円	23万 3,000円
2341		男	昭和25年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	21万 4,000円
2342		男	昭和25年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	31万 1,000円
2343		女	昭和48年生		平成18年6月23日	42万 3,000円	34万 6,000円
2344		男	昭和21年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	30万 5,000円
2345		男	昭和22年生		平成18年6月23日	30万 円	24万 4,000円
2346		男	昭和21年生		平成18年6月23日	103万 4,000円	81万 7,000円
2347		男	昭和20年生		平成18年6月23日	43万 8,000円	36万 4,000円
2348		男	昭和21年生		平成18年6月23日	53万 7,000円	42万 7,000円
2349		男	昭和20年生		平成18年6月23日	123万 1,000円	95万 1,000円
2350		男	昭和22年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	31万 1,000円
2351		男	昭和22年生		平成18年6月23日	30万 円	24万 4,000円
2352		男	昭和19年生		平成18年6月23日	123万 1,000円	102万 4,000円
2353		男	昭和21年生		平成18年6月23日	109万 9,000円	83万 1,000円
2354		男	昭和21年生		平成18年6月23日	115万 3,000円	87万 7,000円
2355		男	昭和21年生		平成18年6月23日	115万 5,000円	87万 8,000円
2356		男	昭和21年生		平成18年6月23日	121万 8,000円	94万 8,000円
2357		男	昭和20年生		平成18年6月23日	114万 4,000円	95万 1,000円
2358		男	昭和19年生		平成18年6月23日	93万 7,000円	77万 5,000円
2359		男	昭和18年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	29万 8,000円
2360		男	昭和20年生		平成18年6月23日	51万 7,000円	42万 5,000円
2361		男	昭和20年生		平成18年6月23日	93万 7,000円	77万 2,000円
2362		男	昭和20年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	31万 1,000円
2363		男	昭和19年生		平成18年6月23日	42万 5,000円	35万 3,000円
2364		男	昭和21年生		平成18年6月23日	104万 6,000円	80万 8,000円
2365		男	昭和20年生		平成18年6月23日	43万 8,000円	36万 4,000円
2366		男	昭和20年生		平成18年6月23日	95万 8,000円	77万 円
2367		男	昭和17年生		平成18年6月23日	42万 3,000円	34万 4,000円

[標準賞与額相違用]

項番	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額 (あつせん額)	標準賞与額 (訂正前額)
2368		男	昭和19年生		平成18年6月23日	99万 7,000円	82万 9,000円
2369		男	昭和17年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	31万 4,000円
2370		男	昭和20年生		平成18年6月23日	59万 5,000円	49万 4,000円
2371		男	昭和19年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	29万 8,000円
2372		男	昭和21年生		平成18年6月23日	47万 7,000円	39万 6,000円
2373		男	昭和20年生		平成18年6月23日	13万 6,000円	11万 円
2374		男	昭和21年生		平成18年6月23日	136万 2,000円	106万 円
2375		男	昭和19年生		平成18年6月23日	30万 円	24万 9,000円
2376		男	昭和18年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	30万 5,000円
2377		男	昭和19年生		平成18年6月23日	42万 3,000円	35万 1,000円
2378		男	昭和21年生		平成18年6月23日	95万 8,000円	78万 5,000円
2379		女	昭和26年生		平成18年6月23日	46万 8,000円	38万 円
2380		男	昭和21年生		平成18年6月23日	42万 3,000円	34万 4,000円
2381		男	昭和19年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	30万 9,000円
2382		女	昭和50年生		平成18年6月23日	31万 5,000円	20万 7,000円
2383		男	昭和19年生		平成18年6月23日	37万 5,000円	22万 1,000円
2384		女	昭和50年生		平成18年6月23日	46万 8,000円	38万 3,000円
2385		男	昭和19年生		平成18年6月23日	55万 円	45万 7,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における平成18年6月23日の標準賞与額に係る記録を、13万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

私は、A株式会社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与支給時に控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する平成18年給与支給状況一覧表（賃金台帳）によると、申立人は、同年6月23日において、13万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における平成18年6月23日の標準賞与額に係る記録を、73万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年6月23日

私は、A株式会社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与支給時に控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する平成18年給与支給状況一覧表（賃金台帳）によると、申立人は、同年6月23日において、73万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年9月まで

申立期間当時は、A市にあった母親の経営する店で働いており、昭和38年10月に結婚するためB市に転居するまでは、母親が100円から300円ぐらいの国民年金保険料を定期的に納付してくれていたのを記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母親が100円から300円ぐらいの国民年金保険料を定期的に納付してくれていた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年9月5日に払い出されていることが確認できるとともに、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた翌月（昭和38年10月）にA市からB市に転居しており、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の氏名欄に「削除」の記載と、同備考欄に「不在」の記載が確認できることから、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）の検認記録欄等は空欄で納付記録は確認できないことから、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を定期的に納付していたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡していることから、当時の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの期間及び同年7月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から62年3月まで
② 昭和62年7月から平成元年3月まで

土地を売却してお金ができたともあり、平成元年頃、夫が私の未納とされていた過去3年分の国民年金保険料をA市B支所で納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年頃、申立人の夫が申立期間①及び②の国民年金保険料をA市B支所窓口で現金で一括納付したと主張しているが、申立期間①及び②の保険料は過年度保険料に当たるところ、同支所において過年度保険料の収納事務は行われていなかったことから、申立人の主張は当時の取扱いと相違している。

また、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の国民年金の新規加入に係る処理が平成元年1月28日に行われていることが確認できることから、申立人は、その頃に国民年金の加入手続を行い、昭和61年4月1日に遡及して国民年金第1号被保険者資格を取得したものと推認されるが、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間①の一部は、時効により、国民年金保険料を納付することのできない期間である。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間②の直前の3か月の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できるものの、申立期間②以降の納付状況をみると、平成元年4月から2年7月までの保険料を納付して以降は、2か月から11か月の未納（計34か月）と1か月から3か月の

納付（計9か月）を繰り返しており、必ずしも納付意識が高かったとは言
い難い。

加えて、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを
示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料
を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 57 年 3 月末に勤務先を退職し、同年 5 月に夫の転勤で A 市から B 市へ転居した。同市に転入後すぐに、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと記憶している。

申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 5 月に B 市役所で国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の二つ目の国民年金手帳記号番号が、B 市で同年 7 月 26 日に払い出されていることが確認できるものの、申立人は、同年 7 月に任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、申立期間の保険料を遡って納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人には、昭和 54 年 2 月に A 市で一つ目の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、同年 10 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失しており、当該手帳記号番号で国民年金被保険者資格を再取得した記録は見当たらない。

さらに、申立人が所持する C 共済組合の資料によれば、申立人は、昭和 54 年 10 月 1 日に組合員資格を取得し、57 年 4 月 1 日に同資格を喪失しているとともに、オンライン記録、D 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び申立人の所持する年金手帳によれば、申立人は、同年 7 月 8 日に二つ目の国民年金手帳記号番号で任意加入により国民年金被保険者資格を取得

していることが確認でき、申立期間に申立人が国民年金被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和 53 年 6 月 9 日に任意加入してから 61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまでの期間に一部未納期間があった。

当時、夫が私の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、未納となることは考えられないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間①の直後に当たる昭和 59 年度の国民年金保険料が昭和 61 年 7 月 11 日に納付されていることが確認でき、同年 7 月 11 日時点では申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間①及び②について、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の前夫は、「国民年金の加入手続及び保険料納付について、覚えていない。」と述べており、申立内容を確認できる証言を得ることができない。

さらに、国民年金被保険者台帳、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録はいずれも一致しており、当該記録に不自然な点は見当たらない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月30日から24年2月1日まで
② 昭和26年3月27日から同年8月18日まで
③ 昭和26年9月24日から同年10月1日まで
④ 昭和27年4月28日から同年5月2日まで
⑤ 昭和29年12月30日から30年1月11日まで
⑥ 昭和30年9月28日から同年10月1日まで
⑦ 昭和31年3月28日から同年4月15日まで
⑧ 昭和31年8月29日から同年9月1日まで
⑨ 昭和32年3月28日から同年4月25日まで
⑩ 昭和33年11月27日から同年12月1日まで
⑪ 昭和35年11月17日から同年12月1日まで

申立期間①は、A氏が所有する船舶Bで底引き網漁に従事、申立期間②は、C事業所にチャーターされたD氏が所有する船舶Eでタラ漁に従事、申立期間③及び④は、A氏が所有する船舶Bで底引き網漁に従事、申立期間⑤は、F氏（その後、G株式会社）が所有する船舶Hで、申立期間⑥から⑨までは、I氏（その後、G株式会社）が所有する船舶Hで底引き網漁やサケ・マス漁に継続して従事、申立期間⑩は、I氏が所有する船舶Jで底引き網漁に従事、申立期間⑪は、K氏（現在は、L事業所）が所有する船舶Mで底引き網漁に従事した期間である。

いずれも船員手帳に記載されている雇入期間のとおり、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

各申立期間当時において、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づ

く労働契約の公認制度であり、船員保険の加入が雇入れの必須条件とはなっておらず、船員手帳の雇入期間と船員保険の加入期間は必ずしも一致するものではなかった。

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立てに係る船舶に甲板員として乗っていたことが推認できる。

しかし、船舶所有者名簿によると、船舶所有者A氏が船員保険の適用船舶所有者となったのは、昭和24年2月1日であることが確認できることから、申立期間①当時は、船員保険の適用船舶所有者とはされていない上、当該船舶所有者は所在が確認できないことから、申立人の雇用期間、船員保険料控除等について確認できない。

また、船員手帳に記載されている船長は、オンライン記録において特定することができず、所在が確認できないことから、申立期間①当時の状況について確認できない。

さらに、申立人が記憶する同僚のうち、所在が確認できた1人に照会しても回答が得られず、申立期間①当時の状況について確認できなかったが、当該同僚の船舶所有者A氏における船員保険被保険者記録をみると、申立人と同日の昭和24年2月1日に資格を取得していることが確認できる。

加えて、A氏における船員保険被保険者名簿によると、船舶所有者A氏が船員保険の適用船舶所有者となった昭和24年2月1日に被保険者資格を取得しているのは、申立人を含めて12人確認できるが、前述の同僚以外の者は所在が確認できないため、当時の証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立てに係る船舶に甲板員として乗っていたことが推認できる。

しかし、船舶所有者D氏は所在が確認できないことから、申立人の雇用期間、船員保険料控除等について確認できない。

また、船員手帳に記載されている船長は、申立人を記憶していない上、申立人が記憶する同僚2人について、船舶所有者D氏における船員保険被保険者名簿において、その氏名が見当たらないことから、申立期間②当時の状況について確認することができない。

さらに、船舶所有者D氏における船員保険被保険者名簿において、申立期間②当時に被保険者資格を取得している者は見当たらない。

加えて、申立人は、申立てに係る船舶はC事業所にチャーターされたとしているところ、C事業所は、船員保険の適用船舶所有者とはされていない上、商業法人登記が見当たらないことから、当時の状況について確認することができない。

申立期間③及び④について、申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立てに係る船舶に甲板員として乗っていたことが推認できる。

しかし、船舶所有者A氏は所在が確認できないことから、申立人の雇用

期間、船員保険料控除等について確認できない。

また、船員手帳に記載されている船長は、既に亡くなっており、申立期間③及び④当時の状況について確認できないが、当該船長の船舶所有者A氏における船員保険被保険者記録をみると、申立人と同一の期間となっていることが確認できる。

さらに、申立人が記憶する同僚のうち、所在が確認できた1人に照会しても回答が得られず、申立期間③及び④当時の状況について確認できなかったが、当該同僚の船舶所有者A氏における船員保険被保険者記録をみると、申立人と同一の期間となっていることが確認できる。

申立期間③について、船舶所有者A氏における船員保険被保険者名簿において、申立期間③当時に被保険者資格を取得している者は見当たらない。

申立期間④について、船舶所有者A氏における船員保険被保険者名簿において、昭和27年4月10日以降に被保険者資格を取得している者は見当たらない上、申立人を含む6人は、同年4月28日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

申立期間⑤から⑩までについて、申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立てに係る各船舶に甲板員として乗っていたことが推認できる。

しかし、申立人が継続して雇用されていたとするG株式会社は、平成10年5月*日に破産終結し、破産当時の事業主2人のうち1人は既に亡くなっており、ほかの1人は、昭和46年入社前のことは分からないとしていることから、申立期間⑤から⑩までにおける船員保険への加入状況や船員保険料控除等を確認することができない。

申立期間⑤、⑥及び⑦について、船員手帳に記載されている船長は、申立人を知っているとしているが、具体的な乗船期間は不明としている。

申立期間⑤について、申立人が記憶する同僚2人について、1人は既に亡くなっており、ほかの1人からは回答が得られず、当時の状況を確認することができなかったが、当該同僚の船舶所有者F氏における船員保険被保険者記録をみると、申立人と同日の昭和29年12月30日に資格喪失していることが確認できる。

また、船舶所有者F氏における船員保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和29年9月15日に被保険者資格を取得している22人のうち、16人が申立人と同日の同年12月30日に資格を喪失していることが確認でき、申立期間⑤に係る30年1月11日に資格を喪失している者は見当たらない上、当該名簿の備考欄には「保返」と記載されていることから、資格喪失により健康保険証を返納していたことが推認できる。

さらに、船舶所有者F氏における船員保険被保険者名簿において、昭和29年12月1日以降に資格取得している者は見当たらない。

申立期間⑥について、申立人が記憶する同僚のうち所在が確認できた1

人に照会しても回答が得られず、申立期間⑥当時の状況について確認できなかったが、当該同僚の船舶所有者 I 氏における船員保険被保険者記録をみると、申立人と同日の昭和 30 年 10 月 1 日に資格を取得していることが確認できる。

また、船舶所有者 I 氏における船員保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和 30 年 10 月 1 日に資格を取得している 18 人のうち、所在が確認できた 3 人に照会したところ、申立人を知っていると回答のあった 1 人の船舶所有者 I 氏における船員保険被保険者記録をみると、申立人と同一の期間となっていることが確認できる。

さらに、船舶所有者 I 氏における船員保険被保険者名簿において、申立期間⑥に被保険者資格を取得している者は見当たらない。

申立期間⑦について、申立人が記憶する同僚のうち所在が確認できた 1 人に照会しても回答が得られず、申立期間⑦当時の状況について確認できなかったが、当該同僚の船舶所有者 I 氏における船員保険被保険者記録をみると、申立人と同日の昭和 31 年 3 月 28 日に資格を喪失していることが確認できる。

また、船舶所有者 I 氏における船員保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和 30 年 10 月 1 日に資格を取得している 18 人のうち、所在が確認できた 3 人に照会したところ、申立人を知っていると回答のあった 1 人の船舶所有者 I 氏における被保険者記録をみると、申立人と同日の昭和 31 年 3 月 28 日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、船舶所有者 I 氏における船員保険被保険者名簿において、昭和 31 年 3 月 28 日に資格を喪失している申立人を含む 17 人の備考欄には「保返」と記載されていることから、資格喪失により健康保険証を返納していたことが推認できる。

申立期間⑧及び⑨について、船員手帳に記載されている船長は、申立人を覚えていないとしており、当時の状況について確認することができなかったが、当該船長の船舶所有者 I 氏における船員保険被保険者記録をみると、申立人と同一の期間となっていることが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚のうち所在が確認できた 1 人に照会しても回答が得られず、申立期間⑧及び⑨当時の状況について確認できなかったが、申立人が記憶する同僚 2 人の船舶所有者 I 氏における船員保険被保険者記録をみると、申立人とほぼ同一の期間となっていることが確認できる。

さらに、船舶所有者 I 氏における船員保険被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和 31 年 4 月 15 日又は同年 11 月 1 日に資格を取得している延べ 33 人のうち、所在が確認できる 3 人に照会したところ、1 人が申立人を知っているととしており、当該同僚の船舶所有者 I 氏における船員保険被保険者記録をみると、申立人と同一の期間となっていることが確認で

きる。

加えて、船舶所有者 I 氏における船員保険被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和 31 年 8 月 29 日又は 32 年 3 月 28 日に資格を喪失している延べ 36 人の備考欄には、「保返」と記載されていることから、資格喪失により健康保険証を返納していたことが推認できる。

申立期間⑩について、船員手帳に記載されている船長からは回答が得られず、当時の状況について確認できなかった。

また、申立人が記憶する同僚のうち所在が確認できた 1 人に照会しても回答が得られず、申立期間⑩当時の状況について確認できなかった。

さらに、船舶所有者 I 氏における船員保険被保険者名簿において、申立期間⑩当時に資格を取得している者のうち、1 人が申立人を知っているとしているが、申立てに係る船舶に乗船していないとしていることから、当時の状況について確認することができなかった。

加えて、船舶所有者 I 氏における船員保険被保険者名簿において、申立期間⑩当時に被保険者資格を取得している者は見当たらない。

申立期間⑪について、申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立てに係る船舶に甲板員として乗っていたことが推認できる。

しかし、L 事業所は、現存する資料に申立人に関する資料は無く、「雇用したのは昭和 35 年 11 月 17 日、船の出港が同年 12 月初旬であり、保険取得は同年 12 月 1 日になったと思う。当時はそのような取扱いだったと思われる。」としていることから、当該船舶所有者においては、雇入期間と船員保険の加入期間は一致していなかったことがうかがわれる。

また、船員手帳に記載されている船長は、申立人を知らないとしていることから、申立期間⑪当時の状況が確認できなかった。

さらに、申立人が記憶する同僚は、既に亡くなっており、申立期間⑪当時の状況を確認することができなかった。

加えて、L 事業所における船員保険被保険者名簿において、申立期間⑪当時に資格取得している 6 人のうち、1 人が申立人を知っているとしているが、具体的な乗船期間は不明としている。

このほか、申立人に係る船員保険被保険者台帳においても各申立期間の被保険者記録は確認できない上、申立人の各申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年9月初日頃から22年5月初日頃まで
② 昭和22年9月初日頃から23年5月中日頃まで
③ 昭和23年10月初日頃から24年4月中日頃まで
④ 昭和24年4月初日頃から同年12月中日頃まで
⑤ 昭和26年9月初日頃から27年5月中日頃まで
⑥ 昭和27年9月初日頃から28年5月中日頃まで
⑦ 昭和29年9月中日頃から30年5月中日頃まで
⑧ 昭和30年12月初日頃から31年5月中日頃まで
⑨ 昭和31年9月初日頃から32年6月中日頃まで
⑩ 昭和32年9月初日頃から33年4月中日頃まで

申立期間①は、A氏所有の船舶Bに、申立期間②は、C株式会社所有の船舶Dに、申立期間③及び④は、E氏所有の船舶Fに、申立期間⑤は、G氏所有の船舶Hに、申立期間⑥は、A氏所有の船舶Bに、申立期間⑦は、元事務員とする氏名及び元同僚の氏名で署名のある各「証明書」のとおりA氏所有の船舶Iに、申立期間⑧から⑩までは、現在の株式会社Jの事務担当者の氏名で署名のある「証明書」のとおりK氏（現在は、

株式会社 J) 所有の船舶 L に乗船したので、各申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、船舶所有者名簿によると、船舶所有者 A 氏が船員保険の適用船舶所有者となったのは、昭和 24 年 11 月 15 日であることが確認できることから、申立期間①当時は、船員保険の適用船舶所有者とはされていない。

また、船舶所有者 A 氏は、既に亡くなっており、その家族は当時の関係資料は保管していないため、申立人の雇用期間、船員保険料控除等について確認できない。

申立期間②について、申立人は、当該期間のうち、昭和 23 年 5 月 6 日から同年 6 月 21 日までの期間は、C 株式会社における船員保険被保険者記録が確認できる。

しかし、船舶所有者名簿によると、船舶所有者 C 株式会社が船員保険の適用船舶所有者となったのは、昭和 23 年 1 月 16 日であることが確認できることから、申立期間②のうち、同日より前の期間は船員保険の適用船舶所有者とはされていない。

また、C 株式会社は、商業法人登記が確認できないことから、事業主が特定できず、申立人の船員保険料控除等について確認することができない。

さらに、船舶所有者 C 株式会社における船員保険被保険者名簿において、申立期間②当時に被保険者資格を取得している 8 人のうち、所在が確認できた 1 人に照会をしても回答が得られず、申立期間②当時の状況について確認できなかった。

申立期間③及び④について、申立人は、当該期間のうち、昭和 24 年 4 月 10 日から同年 11 月 26 日までの期間は、船舶所有者 E 氏における船員保険被保険者記録が確認できる。

しかし、船舶所有者 E 氏は、所在が確認できないため、申立期間③及び④当時の船員保険料控除等について確認することができない。

申立期間③について、船舶所有者名簿によると、船舶所有者 E 氏が船員保険の適用船舶所有者となったのは、昭和 24 年 2 月 1 日であることが確認できることから、申立期間③のうち、同日より前の期間は船員保険の適用船舶所有者とはされていない。

また、船舶所有者 E 氏における船員保険被保険者名簿によると、船舶所有者 E 氏が船員保険の適用船舶所有者となった昭和 24 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得している 13 人のうち、所在が確認できた 1 人に照会したが、申立人を知らないとしていることから、申立期間③当時の状況について確認できなかった。

申立期間④について、船舶所有者E氏における船員保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和24年4月10日に被保険者資格を取得している14人の被保険者記録をみると、申立人の資格喪失日である同年11月26日から同年12月31日までの期間に被保険者であった者は見当たらない上、当該14人について、いずれも現在の所在が確認できないことから、申立期間④当時の状況について確認することができない。

申立期間⑤について、申立人は、当該期間のうち、昭和26年10月1日から27年1月31日までの期間は、船舶所有者G氏における船員保険被保険者記録が確認できる。

しかし、船舶所有者G氏は、所在が確認できないため、申立期間⑤当時の船員保険料控除等について確認することができない。

また、船舶所有者G氏における船員保険被保険者名簿において、申立期間⑤当時に被保険者資格を取得している19人のうち、所在が確認できた1人に照会しても回答が得られず、申立期間⑤当時の状況について確認できなかった。

さらに、船舶所有者G氏における船員保険被保険者名簿において、昭和26年9月1日から同年9月30日までに被保険者資格を取得している者は見当たらない上、申立人と同日の同年10月1日に被保険者資格を取得している11人の被保険者記録をみると、申立人と同日の27年1月31日に喪失している者が8人確認できるとともに、同年5月1日から同年5月31日までの期間に被保険者であった者は見当たらない。

申立期間⑥及び⑦について、同僚の証言から、乗船期間の特定には至らないが、申立人が船舶Bに乗船したことは推認できるとともに、当該期間のうち、昭和29年9月3日から30年4月28日までの期間は、船舶所有者A氏における船員保険被保険者記録が確認できる。

しかし、船舶所有者A氏は、既に亡くなっており、その家族は当時の関係資料は保管していないため、申立期間⑥及び⑦における申立人の船員保険料控除等について確認することができない。

申立期間⑥について、船舶所有者A氏における船員保険被保険者名簿において、昭和27年9月8日に資格取得している11人のうち、所在が確認できた2人に照会したところ、1人が申立人を知っているとしているが、具体的な乗船期間等は不明としている。

また、船舶所有者A氏における船員保険被保険者名簿において、申立期間⑥当時に資格取得している「船員手帳番号」は連番で欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間⑦について、申立人から提出のあった勤務事実等に係る「証明書」に元事務員として記載のある者は、当該期間当時、船員保険関係事務は担当していないとしているほか、申立人が当該期間に船員保険に加入し

ていたことをうかがわせる具体的な証言及び関連資料は得られず、申立人の船員保険料控除等について確認することができなかった。

また、元同僚の氏名で署名のある「証明書」について、当該元同僚は、申立人と一緒に乗船したのは「船舶B」であったとしており、申立人が「船舶H」に乗船したとしている期間等を確認することができなかった。

さらに、船舶所有者A氏における船員保険被保険者名簿において、申立人と同日に資格取得している11人のうち、所在が確認できた3人に照会したところ、申立人を知っていると回答のあった1人の船舶所有者A氏における船員保険被保険者記録は、昭和29年9月3日から30年4月28日までと申立人と同一期間である上、当該元同僚の船員手帳の記載をみると、「雇入年月日29年9月8日、雇止年月日30年4月27日」と確認できることから、当該船舶所有者は、船員手帳に記載された雇入期間とほぼ同一の期間に船員保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがわれる。

申立期間⑧、⑨及び⑩について、申立人は、当該期間のうち、昭和30年12月1日から31年2月29日までの期間は、船舶所有者株式会社Jにおける船員保険被保険者記録が確認できる。

しかし、船舶所有者株式会社Jは、当時の資料が無いため、申立人の雇用期間、船員保険料控除等は不明としている。

また、申立人から提出のあった勤務事実等に係る「証明書」に署名のある株式会社Jの当時の事務担当者から、申立人が当該期間に船員保険に加入していたことをうかがわせる具体的な証言及び関連資料は得られず、申立人の船員保険料控除等について確認することができなかった。

申立期間⑨及び⑩について、船舶所有者Jにおける船員保険被保険者名簿において、申立期間⑨及び⑩に資格を取得している「被保険者証番号」は連番で欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間⑧について、船舶所有者Jにおける船員保険被保険者名簿において、申立人と同日に資格を取得している13人のうち、所在が確認できた2人に照会したが、いずれも申立人を知らないとしていることから、申立期間⑧当時の状況について確認することができない。

申立期間⑨について、船舶所有者Jにおける船員保険被保険者名簿において、申立期間⑨当時に資格を取得している者は、複数回の資格取得及び資格喪失を繰り返しており、申立期間⑨の全期間において、被保険者であった者は見当たらない上、申立期間⑨当時に資格を取得している者のうちの所在が確認できた5人に照会したが、回答のあった4人はいずれも申立人を知らないとしていることから、申立期間⑨当時の状況について確認することができなかった。

申立期間⑩について、船舶所有者Jにおける船員保険被保険者名簿において、申立期間⑩当時に資格を取得している20人のうち、所在が確認で

きた1人は申立人を知らないとしていることから、申立期間⑩当時の状況について確認することができなかった。

このほか、各申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から同年 10 月 31 日まで

昭和 31 年 3 月に同じ高等学校を卒業した 2 名と一緒に A 県にあったにあった B 株式会社の工場を見学した後、私は、C 県に所在した D 株式会社 E 事業所に配属された。

D 株式会社 E 事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとしている「D 株式会社 E 事業所」は、事業所記号番号払出簿及びオンライン記録からは、厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できない上、D 株式会社は、申立期間に厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、オンライン記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

また、D 株式会社 E 事業所の所在地を管轄する社会保険事務所（当時）管内にある申立てに係る事業所に類似する名称の事業所については、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立人は、一緒に B 株式会社の工場を見学した後、別々の D 株式会社の事業所に配属になった 2 名の同級生の名前を挙げているが、オンライン記録において、当該 2 名の当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人は、当該事業所の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態等を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から同年 12 月末頃まで
私は株式会社Aで2回勤務しているが、最初に勤務した時の厚生年金保険加入記録が確認できない。
株式会社Aにおいて最初に勤務した売場では、前に勤務していた会社の同僚と一緒に勤務していた。
株式会社Aで2回勤務しているのは間違いないので、最初に勤務した申立期間についても、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立人より半月ぐらい後に入社したと述べている同僚は、申立人が入社したとしている昭和 39 年 10 月 1 日から約 2 か月が経過した同年 12 月 18 日に株式会社Aで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出が上記同僚と一緒に社会保険事務所（当時）で受け付けられている被保険者が 12 名確認でき、その 12 名の厚生年金保険被保険者資格取得日が、昭和 39 年 12 月から 40 年 2 月となっていることから、当該事業所では、必ずしも従業員全員について入社後直ちに厚生年金保険被保険者資格取得に係る手続を行っていたわけではなかったものと考えられる。

さらに、申立人が唯一覚えていた上記同僚の所在が不明であるため、当該同僚から申立人の勤務実態を確認することができない。

加えて、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表取締役も亡くなっていることから、申立人の勤務状況等

について証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月から22年6月まで

私は、申立期間に、亡き夫と義弟と一緒にA株式会社B事業所に勤めていた。平成20年の秋頃、夫がその事業所で働いていた時の厚生年金保険の加入記録が判明し、記録が訂正された。

夫と一緒に働いていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA株式会社B事業所で一緒に働いていたとする夫と義弟は、当該事業所の健康保険労働者年金被保険者名簿に氏名が確認でき、義弟に照会したところ、「申立人は、正社員として勤務していた。」と回答していることから、申立人は、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所の上記被保険者名簿によると、申立期間を含む昭和18年9月1日から22年6月30日までの期間に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人及び申立人が同僚として挙げた女性5人の氏名は見当たらない上、ほかに当該期間に被保険者資格を取得した女性も見当たらない。

また、申立人の義弟は、「入社後、直ちに厚生年金保険に加入したわけではない。」と述べており、その義弟の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得は入社から14か月後となっていることから、当該事業主は、必ずしも入社後直ちに全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことが認められる。

さらに、申立期間当時の事業主の所在が不明であるため、申立人の勤務

実態を確認することができない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 29 日

私は、平成 18 年 12 月支給分賞与明細書で確認できるとおり、賞与から厚生年金保険料 1 万 9,547 円が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法に係る関連規程において、「賞与の支給が、給与規定、賃金協約等の諸規定によって7月1日前の一年間を通じ4回以上の支給につき客観的に定められているときは、当該賞与は報酬に該当することから、一年間に受けた賞与の額を12で除して得た額を標準報酬月額に算入する報酬とすること」と定められている。

申立期間については、申立人が所持する賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料 1 万 9,547 円が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社では、申立期間当時の賃金規程によると、当時は年に4回（6月、9月、12月、4月）賞与を支給することとしていた旨回答していること、及び平成18年7月2日から1年間に申立人に支給された申立期間以外の賞与（平成18年9月及び19年6月）については、申立人が所持する当該期間の賞与明細書により、厚生年金保険料が控除されていないことから判断すると、申立期間に係る賞与については、厚生年金保険料の控除は不要であったことがうかがわれる。

さらに、A株式会社では、「申立期間に係る厚生年金保険料の控除は不要であったが、誤って保険料を控除した。」としている。

なお、厚生年金保険法に係る上記関連規程によると、賞与の支給回数が、当該年の7月2日以降新たに年間を通じて4回以上から4回未満に変更された場合には、7月2日以降に支給された賞与は、標準報酬月額に算入す

る報酬には当たらないものとされているところ、A株式会社では、申立期間後の平成19年3月に、賞与の支給を年2回とする賃金規程の改正を行ったとしていることから、申立期間に係る賞与は、標準報酬月額に算入する報酬とはならないこととなる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 1 日から 58 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月に株式会社 A（現在は、有限会社 B）の社員となり、申立期間後の平成 2 年 2 月から代表取締役をしているが、申立期間の標準報酬月額が減額変更されたことは全く覚えが無い。

当時の標準報酬月額通知書を添付するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人に係る標準報酬月額が、昭和 57 年 11 月に 20 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられているところ、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が減額変更されたことは全く覚えが無いと述べている。

しかし、有限会社 B が保管する昭和 58 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額改定通知書により、当該事業所は、同年 8 月に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に提出し、同年 7 月から申立人の標準報酬月額を 9 万 8,000 円から 20 万円へ改定していることが確認できることから、仮に 57 年 11 月に標準報酬月額を変更していないとすると、標準報酬月額に 2 等級以上の変動は無く、58 年 7 月からの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届は、提出の必要が無いことになる。

また、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、9 万 8,000 円と記録されているところ、上記の昭和 58 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額改定通知書において確認できる改定前

(申立期間)の標準報酬月額と健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる申立期間の標準報酬月額は、いずれもオンライン記録と一致しており、当該被保険者原票には、遡及訂正及び遡及取消等の処理は見当たらないことから判断すると、57年11月から標準報酬月額を変更する旨の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が当該事業所から提出されたものと推認できる。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所における元役員3名の標準報酬月額は、申立人と同様に、昭和57年11月から減額されていることが確認できる。

加えて、当時経理を担当していた元事業主は、平成2年*月に死亡しており、申立期間当時の厚生年金保険の手続、報酬額等について確認することができない上、ほかに申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 1 日から 58 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 7 月から株式会社 A（現在は、有限会社 B）の専務取締役として、経営に携わっていたが、申立期間の標準報酬月額が減額変更されたのは、当時の経営状況からみて全く考えられないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人に係る標準報酬月額が、昭和 57 年 11 月に 41 万円から 15 万円に引き下げられているところ、申立人は、申立期間当時の経営は安定しており、極端な報酬の減額は全く考えられないと述べている。

しかし、有限会社 B が保管する昭和 58 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額改定通知書により、当該事業所は、同年 8 月に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に提出し、同年 7 月から申立人の標準報酬月額を 15 万円から 41 万円へ改定していることが確認できることから、仮に 57 年 11 月に標準報酬月額を変更していないとすると、標準報酬月額に 2 等級以上の変動は無く、58 年 7 月からの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届は提出の必要が無いことになる。

また、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、15 万円と記録されているところ、上記の昭和 58 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額改定通知書において確認できる改定前（申立期間）の標準報酬月額と健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認

できる申立期間の標準報酬月額は、いずれもオンライン記録と一致しており、当該被保険者原票には、遡及訂正及び遡及取消等の処理は見当たらないことから判断すると、57年11月から標準報酬月額を変更する旨の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が当該事業所から提出されたものと推認できる。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所における申立人以外の元役員2名と当時従業員で現役員1名の標準報酬月額は、申立人と同様に、昭和57年11月から減額されていることが確認できる。

加えて、当時経理を担当していた元事業主は、平成2年*月に死亡しており、申立期間当時の厚生年金保険の手続、報酬額等について確認することができない上、ほかに申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間③について、厚生年金保険第四種被保険者として第四種厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 1 月 1 日から 33 年 8 月 15 日まで
② 昭和 34 年 3 月 22 日から 35 年 4 月 20 日まで
③ 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

私は、A事業所に昭和 31 年 1 月 1 日から 40 年 3 月 31 日まで正社員として継続し勤務していたが、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

また、A事業所退職後の昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日までの期間は、第四種被保険者として自分で厚生年金保険料を納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所に勤務していたと主張しているところ、申立人が一緒に勤務したとする同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が申立人の当該事業所における資格取得日である昭和 33 年 8 月 15 日よりも前であることから、申立人が同日以前から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は、A事業所に継続して勤務していたと主張しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、資格喪失年月日の欄に昭和 34 年 3 月 22 日との記録がある上、35

年4月20日に厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、A事業所において申立期間①及び②に厚生年金保険の加入記録がある6名に照会したが、申立人を知っていると回答した複数の同僚は、申立人の当該事業所における勤務期間は分からないと回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、厚生年金保険第四種被保険者として自分で厚生年金保険料を納付していたと主張しているところ、当該被保険者は、厚生年金保険被保険者期間が10年以上あることを要件としており、当該期間当時の申立人の当該被保険者期間は、年金記録上67か月であり、また、仮に、申立期間①及び②が被保険者期間であったとしても第四種被保険者となる要件を満たしていない。

また、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、健康保険の任意継続被保険者の資格を取得した記録が確認でき、申立人は、保険料を納付した期間は2年間であったとしていることから、申立人が申立期間③に納付していたとする保険料は、健康保険の任意継続被保険者としての保険料であったことが考えられる。

このほか、申立人が、申立期間③における第四種厚生年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間③に係る第四種厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 1 月 1 日に株式会社 A（現在は、B 株式会社）の本社に入社し、同社の海外支店勤務を経て、21 年 6 月 1 日から同社 C 支店（現在は、B 株式会社 D 支店）に勤務し、平成 5 年 5 月に退職した。

株式会社 A の C 支店で勤務した申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、この期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社本社から提出された在籍証明書により、申立人が昭和 18 年 1 月 1 日から平成 5 年 5 月 31 日まで同社に勤務していたことが確認できるが、申立人の主張のとおり、昭和 21 年 6 月 1 日から申立てに係る事業所に異動したか否かについては、同社本社では、申立人の異動に係る記録は残っていないため不明であるとしているほか、申立人を知っているとの回答があった元同僚 2 名からも、申立人の当該事業所への異動日について特定できる証言は得られなかった。

また、B 株式会社本社では、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料は無く、加入の届出や保険料の控除等については不明であるとしているが、「当時、異動者については、異動の都度、厚生年金保険に加入させていたわけではなく、期間を決めてまとめて加入の手続をしていたか、又は、本社から支店に辞令が届いてからの手続となるため、人事の発令と厚生年金保険の手続には時間差があった可能性も考えられる。」としている。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿並びに当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 21 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得しており、オンライ

ン記録と一致しているほか、健康保険労働者年金保険被保険者名簿では、54名の者が申立人と同日に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が当該事業所に異動したとする同年6月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は見当たらず、健康保険番号に欠番は無い。

なお、昭和21年8月1日に株式会社A本社から当該事業所に異動した元同僚も、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日の同年9月1日とされており、このことについて当該同僚は、「C出張所が支店となったのは昭和21年4月であるが、支店として本格的な営業を開始したのが同年9月だったので、54名が一斉に加入となったのではないか。」と述べている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 11 月 1 日から平成 6 年 3 月 28 日
まで
② 平成 9 年 4 月 1 日から同年 12 月 25 日まで

私は、昭和 59 年 5 月から平成 6 年 3 月までの期間及び 9 年 3 月から同年 12 月までの期間に株式会社 A（平成 4 年 6 月以前は、有限会社 B）に勤務した。

私が所持している給料支払明細書により、昭和 59 年 5 月から同年 10 月までの期間及び平成 9 年 3 月は、厚生年金保険料が控除されていないことを承知しているが、保険料が控除されている申立期間の標準報酬月額が給与支給額と相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額と給与支給額との相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録の訂正の要否を判断することとなる。

申立期間①について、申立人は、昭和 62 年、平成 5 年 6 月、同年 12 月、6 年 1 月及び同年 2 月を除く期間の株式会社 A の給料支払明細書を所持しているが、そのうちの平成元年 1 月及び 5 年 1 月を除く期間の報酬月額に

基づく標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるが、上記明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料額と一致している。

また、申立期間①のうち、平成元年1月及び5年1月について、申立人の所持する給料支払明細書の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象とはならないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間①のうち、昭和62年、平成5年6月、同年12月、6年1月及び同年2月について、申立人は、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる関連資料は所持していない。

申立期間②について、申立人が所持している給料支払明細書の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるが、上記明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料額と一致している。

また、株式会社Aは、登記簿上は存在しているが、申立人及び複数の同僚は、平成9年12月に当時の事業主が所在不明となったことで従業員は皆退職しており、実質的には倒産したような状態であるとしているほか、当時の事業主は既に死亡していることから、当時の厚生年金保険の届出及び保険料控除の状況等は確認できない。

さらに、申立人と業務内容が同じであった同僚は、給料支払明細書等の資料を所持しておらず、給与額及び保険料控除額については不明であるとしているが、オンライン記録によると、複数の同僚の標準報酬月額は申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚と比べて低額であるという事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額の減額改定や遡及訂正及び遡及取消などの処理もみられず、ほかに申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A事業所に昭和 58 年 3 月 31 日まで勤務していたが、同事業所における厚生年金保険の資格喪失日は同年 3 月 31 日となっており、1 か月の未加入期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令、事業所が保管する人事発令書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 58 年 3 月 31 日までA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされており、月末日まで勤務した場合には、月初日を資格喪失日とすべきところ、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、当該事業所は、社会保険事務所（当時）に対し、申立人が昭和 58 年 3 月 30 日に退職し、同年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとする届出を同年 4 月 2 日付けで行っていることが確認できる。

また、上記確認通知書によると、申立人と同日に退職した同僚 5 人も、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日については、申立人と同様の取扱いとなっていることが確認できることから、申立期間当時、当該事業所では、月末退職者の厚生年金保険被保険者資格喪失日を月末として、社会保険事務所に届け出ていたものと認められる。

一方、年金記録確認第三者委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正の可否を判断することとしているが、特例法に基づき記録訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が、被保険者から厚生年金保険料を源泉控除しながら、社会保険庁（当時）に納付したことが明らかでない場合であるところ、当該事業所では、当時の給与台帳等は既に廃棄していると回答しているとともに、申立人と同時期又は近接した時期に当該事業所において月末に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している 9 人に当時の給与明細書の有無等について照会したが、給与明細書を保管している同僚は確認できないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 29 日から同年 9 月 2 日まで

私は、昭和 49 年 8 月 29 日に A 株式会社採用となり、同日から同年 9 月 2 日まで同社会議室において社員研修を受講した後、同日付けの人事異動により B 株式会社に出向となったが、採用から出向までの期間が厚生年金保険の加入期間とされていないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社から提出のあった申立人に係る人事記録により、申立人は、昭和 49 年 8 月 29 日付けで同社に採用となることが確認できる。

また、申立人は、昭和 49 年 9 月 2 日付けの人事異動により B 株式会社に出向となったと述べているところ、A 株式会社の申立人に係る人事記録により、申立人は、採用日の同年 8 月 29 日付けで、B 株式会社に出向発令されていることが確認できる上、A 株式会社では、出向者に対する給与の支払や健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の提出等については、申立期間当時の取扱いを確認できる資料は無いが、制度的には出向発令先の事業所が行うこととなっていたと思われると回答している。

さらに、申立期間当時、A 株式会社人事部に在籍し、採用・研修等の業務を担当していたとする元従業員は、出向者に対する給与の支払や健康保険厚生年金保険被保険者取得届の提出等は出向発令先の事業所が行うこととなっていたと述べている。

加えて、申立人の出向先である B 株式会社は、平成 22 年 12 月 31 日に解散し清算手続中のところ、申立期間当時の賃金台帳や厚生年金保険の届出書等は保管されておらず、清算人に引き継がれていないことから、申立

期間における給与の支払の有無及び厚生年金保険料の控除等は確認できなかった。

その上、B株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が申立人と同じである者（5人）に照会したところ、回答のあった2人は、いずれもB株式会社において採用されていることから、申立期間における給与の取扱い及び厚生年金保険料の控除の有無等を確認することができなかった。

なお、申立人の雇用保険被保険者記録をみると、B株式会社において昭和49年9月2日に同資格を取得しており、厚生年金保険被保険者記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年11月1日まで
社会保険事務所(当時)からA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険の加入記録は、平成9年11月1日から10年4月1日までであり、申立期間の加入記録は見当たらないとの回答をもらった。

私は、平成9年3月31日に定年退職した後も継続して10年3月31日までA事業所に勤務しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が提出した人事記録及び複数の同僚の証言によると、申立人は、臨時職員として、平成9年4月1日から10年3月31日までA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、A事業所において平成9年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、10年4月1日に同資格を喪失しており、記録の遡及訂正や取消処理等は行われておらず、不自然な点は見当たらない。

また、C共済組合が提出した申立人に係る関係資料によると、申立人は、申立期間について、任意継続組合員として平成9年4月1日に組合員資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失していることが確認できるとともに、申立人が所持する「社会保険料(共済組合任意継続組合員掛金)納付証明書」によると、同年分共済組合任意継続組合員掛金を納付していることが確認できるところ、申立期間当時、申立人が勤務したとする事業所は、政府管掌健康保険適用事業所であり、健康保険と厚生年金保険は原則

として、同時に手続が行われるものであるため、申立人について、共済組合の任意継続組合員としての手続を行っていないながら、事業主が厚生年金保険の資格取得手続を取ることは考え難い。

さらに、B事業所は、申立期間当時の賃金台帳等について、「文書保存期間を満了しているため残っていない。」旨回答しており、申立人の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 7 月 1 日まで
② 昭和 62 年 7 月 1 日から平成 5 年 7 月 1 日まで
③ 平成 7 年 2 月 26 日から同年 10 月 21 日まで
④ 平成 10 年 4 月 1 日から 12 年 5 月 1 日まで
⑤ 平成 12 年 12 月 1 日から 14 年 1 月 1 日まで

申立期間①はA株式会社に、申立期間②は株式会社Bに、申立期間③は株式会社Cに、申立期間④は株式会社Dに、申立期間⑤はE株式会社にそれぞれ勤務していたが、私の厚生年金加入記録をみると、いずれの期間も厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料は控除されていたと記憶しており、納得できないので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が季節職として昭和 61 年 10 月頃から 62 年 6 月頃まで勤務していたと述べているA株式会社の関係事業所は、当時営業していたことが確認できることから、期間の特定はできないが、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社では、人事記録に申立人の記録は見当たらず、在籍していたか否かは不明であるとしており、同社の加入するF健康保険組合においても、申立期間①における申立人の被保険者記録は見当たらない旨回答している。

また、申立期間①当時にA株式会社に勤務していた同僚8人に照会したところ、回答のあった3人はいずれも申立人を知らないとしており、同社の担当者が、当時A株式会社の関係事業所に勤務していた社員1人に照会したところ、その者も申立人が勤務していたかは分からない旨回答してい

る。

さらに、申立人のA株式会社における雇用保険の加入記録は見当たらない。

申立期間②について、申立人が記憶していた同僚の1人は、申立人を「薄々記憶している。」と回答しており、期間の特定はできないが、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Bでは、当時の資料は保管されておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除の実態は不明であるとしている。

また、申立期間②当時に株式会社Bに勤務していた同僚8人に照会したところ、回答のあった者のうち1人は、「株式会社Bでは、正社員には6か月程度の試用期間が設定され、パート・アルバイトは厚生年金保険に加入させていなかった。」旨回答していることから、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことが推認される。

さらに、申立人の株式会社Bにおける雇用保険の加入記録は見当たらず、申立人は、申立期間のうち、平成3年8月26日から同年9月30日までの期間は「有限会社G」において、4年1月1日から同年6月30日までの期間は「有限会社H」において、それぞれ雇用保険に加入した記録を確認できる。

なお、申立人は、「有限会社G」及び「有限会社H」に勤務した記憶があるとしていることから、厚生年金保険の適用事業所であり、I地方以北にある15社全ての「有限会社G」のオンライン記録を確認したが、申立人の記録は見当たらず、「有限会社H」については、厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。

申立期間③について、株式会社Cでは、当時の資料は保管されておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の実態は不明であるとしている。

また、申立期間③当時に株式会社Cに勤務していた者8人に照会したところ、回答のあった4人はいずれも申立人を知らないと回答しており、このうち役員であった1人は、「理由は分らないものの、申立人が勤務していたとする店舗の従業員は、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨回答している。

さらに、申立人が氏名を挙げた同僚について、オンライン記録で確認したが該当する被保険者は見当たらない上、株式会社Cの厚生年金保険事務担当者は、「当社では、正社員は厚生年金保険に加入させていたが、アルバイトは従来から厚生年金保険に加入させていない。」旨回答していることから、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことが推認される。

加えて、申立期間③に係る株式会社Cの健康保険厚生年金保険被保険者

名簿を確認したところ、申立人の記録は見当たらず、整理番号は連番で欠番は無い。

なお、申立人の株式会社Cにおける雇用保険の加入記録は見当たらない。

申立期間④について、株式会社Dでは、「申立人が勤務したとする店舗は平成13年7月3日に開店しているため、申立期間に同店は営業しておらず、申立人も雇用していない。類似した名称の店舗が付近で営業していたのでそちらで勤務していたのではないか。」と回答していることから、申立期間④前後に類似名称で営業していた店舗を調査したところ、2店舗確認でき、1店舗は申立期間③において申立人が勤務していたとする店舗であり、他の1店舗はJ株式会社が経営していた「K店」であり、当該事業所は平成9年9月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、申立期間④当時に株式会社Dに勤務していた者8人に照会したが、回答は得られず、当時の申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできない。

さらに、申立人が同年生まれとして氏名を挙げた同僚について、オンライン記録で確認したが、該当する被保険者は見当たらない。

加えて、株式会社Dの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の記録は見当たらず、整理番号は連番で欠番は無い。

なお、申立人の株式会社Dにおける雇用保険の加入記録は見当たらない。

申立期間⑤について、申立人と同時期にE株式会社に勤務していた同僚8人に照会したところ、回答のあった者4人のうち1人は申立人を知っていると回答しており、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、E株式会社では、「当社において、社長、申立人が勤務した店舗の面接・給与の管理担当者、当時から勤務している社員の計3人に確認したが、いずれも申立人の記憶が無い。」旨回答している。

また、申立人が姓のみ記憶している当時の専務及び主任については、オンライン記録において、E株式会社に当該専務と同姓の被保険者は確認できない一方、同社のグループ企業であるL株式会社に平成6年12月1日から7年4月30日までの加入記録のある者1人が確認できるが、申立期間⑤の始期（平成12年12月1日）以前に被保険者資格を喪失しているほか、当該主任についても調査したが、両社のオンライン記録に当該主任と同姓の被保険者は確認できない。

さらに、グループ企業であるL株式会社についても、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の記録は見当たらず、整理番号は連番で欠番は無い。

加えて、申立人のE株式会社における雇用保険の加入記録は見当たらな

い。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年7月22日まで
A株式会社にて在職中に、B事業所の採用試験に合格し、同社を退職する前の昭和22年7月17日からC研修所に通っており、脱退手当金を受給した記憶は無い。
申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和22年7月22日）から約1か月後の昭和22年9月5日に支給決定がなされている上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄に支給記録が確認できるとともに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に脱退手当金を支給したことを示す表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったところ、申立人は、A事業所を退職後間もない昭和22年7月31日からD共済組合（当時）に加入しており、その時点で申立人が再度、厚生年金保険に加入する意思を有していたとは考え難いことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 16 日から 16 年 10 月 26 日まで
年金記録を確認したところ、私が有限会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者となった平成 13 年 6 月 16 日から 16 年 10 月 26 日までの期間について、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と、実際に支払われている給与額が相違していることが分かった。

保管している給与支払明細書の一部を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成 14 年 9 月から同年 12 月までの期間及び 16 年 1 月の給与支払明細書、並びに有限会社Aを退職した際に発行された「雇用保険被保険者離職票」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録上の標準報酬月額を上回る給与額を得ていたことが確認できる。

しかし、上記明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づき算出される保険料額と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらないことから、当該事業所は、実際の給与額よりも低い報酬月額で届出を行い、その報酬月額に基づく標準報酬月額により算出した厚生年金保険料を給与から控除していたと認められる。

また、有限会社Aは既に破産しており、申立期間において当該事業所の代表取締役であった者も既に死亡している上、取締役であった2名に照会したが回答が得られず、申立期間当時の状況を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 8 月 1 日から 57 年 3 月 11 日まで
② 昭和 57 年 3 月 11 日から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①にA株式会社で営業の仕事をしていた当時、月額 35 万円以上の給与が支給されていたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、この期間の標準報酬月額が 16 万円となっていたので、実際に支給されていた給与に基づき当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、昭和 56 年 8 月 1 日からA株式会社に勤務し、その後、B株式会社に継続して勤務したが、厚生年金保険の記録を確認したところ、A株式会社で 57 年 3 月 11 日に被保険者資格を喪失し、B株式会社で同年 10 月 1 日に被保険者資格を再取得するまで厚生年金保険には未加入となっていた。

A株式会社とB株式会社は、名称が変わっただけで実態としては同じ事業所であり、申立期間②は両事業所のいずれかに勤務していたことは間違いないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社の元取締役は、「厚生年金保険の届出

について、営業職の場合は歩合給を除いた固定給のみを届け出ている。」としている上、当該事業所で社会保険事務を担当していた者は、「営業社員は、当初、固定給の 16 万円で資格取得の手続をしていた。これは営業社員の給与体系が固定給の 16 万円と歩合給であったためである。よって、次の定時決定の時期までは、標準報酬月額が 16 万円となる。」と証言している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同様に昭和 56 年 8 月に被保険者資格を取得している男性が 43 名おり、そのうち、資格取得時の標準報酬月額が 16 万円で届け出られている者が 41 名、15 万円で届け出られている者が 2 名となっている上、43 名全員について資格取得後の最初の定時決定まで標準報酬月額が改定されていない。

このほか、申立期間①の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、A 株式会社及び B 株式会社の両事業所で被保険者記録が確認できる 5 名に照会したところ 3 名から回答があり、そのうち 1 名が、申立期間を含む昭和 56 年 11 月から 61 年 5 月頃まで申立人と一緒に勤務したとしている。

しかし、上記の申立人と一緒に勤務したとする同僚に係る厚生年金保険の記録は、A 株式会社で昭和 57 年 3 月 11 日に被保険者資格を喪失し、B 株式会社が厚生年金保険の新規適用事業所となった同年 10 月 1 日に被保険者資格を再取得しており、申立期間②は未加入期間となっている上、当該同僚は、「昭和 57 年 3 月から同年 9 月までの期間に、B 株式会社において給与から厚生年金保険料が控除されていたが、後で 7 か月分の保険料が返還されて、得した気分になった。」としている。

また、A 株式会社と B 株式会社の両事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している 19 名のうち、役職者及び女性等を除く営業職は申立人を含めて 6 名おり、この 6 名全員が申立期間②は厚生年金保険の未加入期間となっている。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録は、A 株式会社における離職日が昭和 57 年 3 月 10 日で厚生年金保険の記録と合致する上、B 株式会社での資格取得日は当該事業所が雇用保険の適用事業所として設置された同年 7

月1日となっている。

加えて、A株式会社の社会保険事務を担当していた者及び元取締役によれば、B株式会社は、A株式会社を退職した者が設立した全く別の事業所であるとしている。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。